

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震の被災者の県営水道料金の減免に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震により被災した者（以下「被災者」という。）の負担を軽減するため、県営水道条例第28条に規定する水道料金の減免の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 水道料金の減免の対象者は、次のいずれかに該当する者で、県営水道条例第13条の規定により、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に給水の申込みを行い、その承諾を得た者とする。

- (1) 「東北地方太平洋沖地震の被災者への県営住宅の提供について（通知）」（平成23年3月18日付け22住第334号）による入居者
- (2) 「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」（平成18年4月19日）の対象になる媒介手数料が無料となる入居者
- (3) 「長野県避難者向け借上げ住宅実施要綱」（平成23年7月15日）の入居者の要件に該当する者
- (4) 上記のほか、長野市の「激甚災害等に伴う避難者の水道料金等の免除に関する取扱要領」（平成23年4月13日）の免除の対象者
- (5) 上記のほか、上田市の「東北地方太平洋地震、東北地方太平洋地震に伴う津波及び福島原発放射能汚染による緊急避難移住者の上下水道料金の減免について」（平成23年4月13日上下水道局サービス課）の対象者（平成26年9月30日付け改正により、住民票を被災地から上田市に移したため対象外となる者を含む。）
- (6) 上記のほか、千曲市の「東日本大震災、東日本大震災に伴う津波及び福島原発放射能汚染による緊急避難移住者の下水道料金の減免について」（平成23年5月16日建設部下水道課）の対象者。

(水道料金の減免)

第3条 水道料金の減免を受けようとする者は、県営水道料金減免申請書（様式第1号）を管理者に提出するものとする。ただし、第4条ただし書きにより減免期間を延長しようとする者は、県営水道料金減免延長申請書（様式第2号）を管理者に提出するものとする。

(減免期間)

第4条 水道料金の減免期間は、被災者が第2条に規定する管理者の承諾を得て県営水道の使用を開始した日から1年以内とする。ただし、同日から6年を限度に延長できるものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、この要領による県営水道料金の減免は平成 23 年 4 月検針分から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

(様式第1号)

## 県営水道料金減免申請書

平成 年 月 日

長野県公営企業管理者 様

住 所

氏 名

印

電話番号

水道料金について、下記のとおり減免してください。

記

減免申請期間	
減免申請額	
理 由	<ol style="list-style-type: none"><li>1 貸付料を無料とする県営住宅に居住するため</li><li>2 県との協定により媒介手数料を無報酬とした民間住宅に居住するため</li><li>3 県が借上げた民間賃貸住宅に居住するため</li><li>4 貸付料を無料とする長野市営住宅等に居住するため</li><li>5 貸付料を無料とする上田市営住宅等に居住するため</li><li>6 貸付料を無料とする千曲市営住宅等に居住するため</li></ol>

\* 「理由」欄は、該当する番号に○をしてください。

(様式第2号)

## 県営水道料金減免延長申請書

平成 年 月 日

長野県公営企業管理者 様

住 所

氏 名

印

電話番号

水道料金について、下記のとおり減免期間の延長を申請します。

記

減免延長申請期間	
理 由	<ol style="list-style-type: none"><li>1 貸付料を無料とする県営住宅に居住するため</li><li>2 県との協定により媒介手数料を無報酬とした民間住宅に居住するため</li><li>3 県が借上げた民間賃貸住宅に居住するため</li><li>4 貸付料を無料とする長野市営住宅等に居住するため</li><li>5 貸付料を無料とする上田市営住宅等に居住するため</li><li>6 貸付料を無料とする千曲市営住宅等に居住するため</li></ol>

\* 「理由」欄は、該当する番号に○をしてください。